

**昭島市  
いじめ防止対策  
基本方針について**

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、国の基本的な方針が示されました。この法律に基づき、昭島市教育委員会では平成26年2月に「昭島市いじめ防止基本方針」を策定しました。学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が互いに連携しながらいじめの根絶に向けた取組を進めるための方針を示したものです。いじめは絶対に許されない行為であり、どの学校でも起こりうる可能性がありますという共通理解のもと、昭島市立学校のすべての児童・生徒が安心して登校し、安全な学校生活を送ることができるよう取組を進めてまいります。

**昭島市教育委員会におけるいじめ防止等に関する具体的な取組**

**対策7 いじめ防止等への取組に対する支援**

- ・「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校いじめ対策委員会」の設置への指導・助言
- ・ふれあいポストを各校に設置
- ・小学校第5学年の児童及び中学校第1学年の生徒に全員面接を実施
- ・いじめ被害を深刻化させないよう学校を支援
- ・未然防止を図るため、家庭と子どもの支援員を全校に配置
- ・重大事態の調査結果について、第三者調査委員会が協力

**対策1 調査の実施**

- ・いじめ等の実態の把握、早期解決
- ・解消に向けた取組に応じた学校への指導・助言

**対策6 いじめ防止に向けた啓発活動**

- ・啓発資料（「いじめを許さない」）の配布
- ・各校にいじめ防止ポスター等を掲示
- ・児童・生徒に直接いじめ防止について呼びかけ



**対策2 いじめ相談体制**

- ・教育相談担当者連絡会の活用
- ・スクールカウンセラーの相談体制の充実
- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」、教育相談メールやいじめ相談ホットラインなど相談しやすい環境の整備

**対策5 インターネットによるいじめ問題対策**

- ・情報モラル教育の充実に yönelik研修の実施
- ・都教育委員会から提供された情報の提供

**対策4 いじめ防止のための教職員の資質・能力の向上**

- ・生活指導主任会における情報提供・情報交換
- ・人権教育を推進
- ・小中9年間を見据えた学習規律や生活規律の徹底、道徳教育の充実を図るための方策を提言
- ・いじめ防止等に向けた研修会の実施

**対策3 学校サポートチームの活用**

- ・学校、保護者、地域など関係諸機関との連携を強化

**基本方針の位置付け**

この方針は「いじめ防止対策推進法第12条」に基づき、昭島市のいじめ防止対策を推進するための基本方針です。

**いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）**

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

**基本的な考え方**

昭島市立学校の全ての児童・生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期解消を目的とします。

いじめは絶対に許されない行為であり、どの子供にも、どの学校でも起こる可能性があるとの共通認識のもと、学校、家庭、地域、教育委員会、関係機関等が互いに連携し、組織的かつ継続的な取組を行います。

学校においても教育活動全体を通じて、全ての児童・生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を尊重し合える態度、自己肯定感等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養って参ります。